

日付：令和6年4月1日

○土浦市水道事業給水条例

平成10年3月23日条例第12号

改正

平成14年12月27日条例第42号
平成17年9月26日条例第65号
平成18年3月30日条例第10号
平成20年3月24日条例第9号
平成22年12月22日条例第28号
平成26年3月24日条例第46号
平成31年3月28日条例第41号
令和元年6月28日条例第7号
令和元年12月24日条例第26号
令和3年3月29日条例第13号
令和6年3月28日条例第25号

土浦市水道事業給水条例

土浦市水道事業給水条例（昭和39年土浦市条例第44号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第21条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第22条—第31条）
- 第5章 管理（第32条—第35条）
- 第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）
- 第7章 罰則（第38条・第39条）
- 第8章 補則（第40条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、土浦市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 土浦市水道事業の給水区域は、土浦市の全域とする。

（定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために配水管又は他の給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- （1）専用給水装置 1区画又は1か所で専用するもの
- （2）私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置工事及び費用

（給水装置工事の申込み）

第5条 給水装置の新設（受水タンク以下の装置を給水装置に改造する場合を含む。第29条第1項及び第35条第3項において同じ。）、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書きの国道交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下これらを「給水装置工事」という。）をしようとする者は、市長の定めるところ

により、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置工事の費用負担）

第6条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

（給水装置工事の施行）

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2第1項の更新をした者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。以下「設計審査」という。）を受け、かつ、竣（しゅん）工後に市長の検査（以下「工事検査」という。）を受けなければならない。

3 第1項の規定により、給水装置工事を施行する場合においては、市長は、当該給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（給水装置工事費の算出方法）

第9条 市長が施行する給水装置工事の費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- （1） 材料費
- （2） 運搬費
- （3） 労力費
- （4） 道路復旧費
- （5） 工事監督費
- （6） 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 第1項に規定する給水装置工事の費用及び前項に規定する特別の費用（以下「給水装置工事費」という。）の算出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（給水装置工事費の予納）

第10条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の給水装置工事費の概算額は、竣（しゅん）工後に精算する。

（給水装置の変更等の工事）

第11条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

（給水の原則）

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により、給水の制限又は停止のため損害が生ずることがあっても、市長は、その

責めを負わない。

（給水契約の申込み）

第13条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合において、給水装置が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

（1） 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（第33条第1号及び第34条第1項第1号において「政令で定める基準」という。）に適合していないとき。

（2） 第5条の承認を受けていないとき。ただし、第34条第1項の確認を受けた場合を除く。

（3） 市長又は指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事によるものではないとき。ただし、第34条第1項の確認を受けた場合を除く。

（給水装置の所有者の代理人）

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、市長に届け出なければならない。

（管理人の選定）

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

（1） 給水装置を共有する者

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（水道メーターの設置）

第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置する。ただし、市長が使用水量を計算するため特に必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置にメーターを設置することができる。

3 メーターの位置は、市長が定める。

（メーターの貸与）

第17条 メーターは、市長が設置し、水道の利用者又は管理人若しくは代理人（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の規定によりメーターを保管する者（以下「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者は、前項に規定する管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

（水道の利用中止、変更等の届出）

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（1） 水道の利用をやめるとき。

（2） 用途を変更するとき。

（3） 消防の演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（1） 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

（2） 給水装置の所有者に変更があったとき。

（3） 消防用として水道を使用したとき。

（4） 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを負担しないことができる。

3 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、これを行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

(料金)

第23条 料金は、1月分につき、別表第1に定める水道使用金額及びメーター使用金額の合算額に、100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、算出した料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。

(3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 定例日から次の定例日までの日の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金の額は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が0立方メートルのとき 別表第1に規定する基本料金に100分の110を乗じて得た額の2分の1の額

(2) 使用水量が1立方メートル以上のとき 1月分として算定した額

2 定例日から次の定例日までの日の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、納額告知書又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(加入金)

第29条 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下この項において同じ。）をする者から別表第2の左欄に掲げるメーター口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に100分の110を乗じて得た額（以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

2 加入金は、工事の申込みの際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、工事の申込み後に徴収することができる。

3 既に納付された加入金は、還付しない。ただし、竣（しゅん）工検査前に工事を取り消し、若しくはメーターの口径を減ずる設計変更が生じた場合又は市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（手数料）

第30条 次の各号に掲げる事項の申込みを受けたときは、申込者から申込みの際に、それぞれ当該各号に定める金額（以下「手数料」という。）を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、申込み後に徴収することができる。

（1） 市長が給水装置工事の設計をするとき 1件につき300円

（2） 法第16条の2第1項の指定をするとき、又は法第25条の3の2第1項の更新をするとき 1件につき10,000円

（3） 設計審査をするとき、又は第34条第1項の設計審査の基準に適合していることの確認をするとき 1回につき1,300円

（4） 工事検査をするとき、又は第34条第1項の工事検査の基準に適合していることの確認をするとき 1回につき600円

（5） 第19条第2項の立会いをするとき 1回につき1,000円

（料金、加入金、手数料等の減免）

第31条 市長は、公益その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料等を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

（給水装置の検査等）

第32条 市長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 市長は、メーターの管理上又は点検上必要があると認めたときは、受水タンク以下の装置を検査し、水道使用者等に対し、必要な措置を指示することができる。

（給水の停止）

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

（1） 給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないとき。

（2） 給水装置工事費、第20条第2項の修繕に要する費用（市長が施行したものに限る。）、料金、加入金又は手数料を市長が指定した期限内に納入しないとき。

（3） 水道の使用者が正当な理由なしに第24条のメーターの点検又は前条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

（4） 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と接続したとき。

（5） 水道の使用者が水道の使用をやめたとき。

（6） 給水装置が市長又は指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事によるものではないとき。ただし、次条第1項の確認を受けた場合を除く。

（確認の申込み等）

第34条 次の各号のいずれかに該当する給水装置により水道を使用しようとする者は、当該給水装置が設計審査及び工事検査の基準に適合していることの確認を市長に申し込むことができる。

（1） 政令で定める基準に適合するように構造又は材質を改良した給水装置

（2） 第5条の承認を受けていない給水装置

(3) 市長又は指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事によるものではない給水装置

- 2 市長は、前項の確認をした場合において、第13条第2項の規定により給水契約の申込みを承認していないときは当該給水契約の申込みを承認し、前条の規定による給水の停止をしているときは当該給水の停止を解除する。

(給水装置の撤去義務及び切離し)

第35条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者(次項において「所有者等」という。)は、当該給水装置を使用する見込みがなくなったときは、第5条の承認を受けて撤去しなければならない。

- 2 市長は、給水装置が使用されていない場合で、水道の管理上特に必要があると認めたときは、所有者等の同意がなくても、当該給水装置を配水管又は他の給水管からの分岐部分から切り離すことができる。この場合において、切離しに要した費用は、所有者等の負担とする。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定により切り離した給水装置により再び水道を使用する場合は、給水装置の新設の例による。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第36条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この条及び次条において同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。第3項において同じ。)の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道(土浦市安全な飲料水の確保に関する条例(平成25年土浦市条例第43号)第2条第3号に規定する小簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、同条例第21条に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行わなければならない。

- 3 簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 罰則

(過料)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けずに給水装置工事をした者

(2) 正当な理由なしに第16条第2項の規定によるメーターの設置、第24条のメーターの点検、第32条第1項若しくは第2項の規定による検査又は第33条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第20条第1項に規定する管理義務を著しく怠った者

(4) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

第39条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第8章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(新治村の編入に伴う経過措置)

- 2 新治村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、新治村水道事業給水条例(昭和52年新治村条例第9号。以下「新治村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 旧新治村の給水区域における料金については、平成18年4月の基準日の属する月分以後の料金からこの条例を適用し、同月分前の料金については、新治村条例の例による。
- 4 編入日前にした新治村条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、新治村条例の例による。

付 則(平成14年12月27日条例第42号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年9月26日条例第65号)

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

付 則(平成18年3月30日条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月24日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の土浦市水道事業給水条例別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の最初の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)に検針を行い算定する料金から適用し、施行日前の定例日に検針を行い算定する料金については、なお従前の例による。

付 則(平成22年12月22日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の土浦市給水条例第33条第2項ただし書の規定による確認を申し出た者の当該確認に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成26年3月24日条例第46号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料の消費税に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、この条例による改正後の土浦市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

付 則(平成31年3月28日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の土浦市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

付 則（令和元年6月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年12月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の土浦市水道事業給水条例第30条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る手数料について適用し、同日前の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第23条、第26条関係）

（1）水道使用金額（月額）

用途	基本料金	従量料金			
家事用	使用の有無にかかわらず450円	10立方メートルまで 1立方メートルにつき115円	10立方メートルを超え、20立方メートルまで 1立方メートルにつき210円	20立方メートルを超え、50立方メートルまで 1立方メートルにつき255円	50立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき310円
団体用	使用の有無にかかわらず1,200円。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校（以下「学校」という。）及び国又は県の認可を受けている福祉施設（以下「福祉施設」という。）については、1,100円	20立方メートルまで 1立方メートルにつき150円。ただし、学校及び福祉施設については、1立方メートルにつき140円	20立方メートルを超え、200立方メートルまで 1立方メートルにつき250円。ただし、学校及び福祉施設については、1立方メートルにつき240円	200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき340円。ただし、学校及び福祉施設については、1立方メートルにつき310円	
工業用	使用の有無にかかわらず6,500円	100立方メートルまで 1立方メートルにつき165円	100立方メートルを超え、300立方メートルまで 1立方メートルにつき260円	300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき320円	

営業用	使用の有無にかかわらず1,150円	16立方メートルまで 1立方メートルにつき185円	16立方メートルを超え、60立方メートルまで 1立方メートルにつき305円	60立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき370円
臨時用 観賞用 その他	使用の有無にかかわらず2,000円	10立方メートルまで 1立方メートルにつき485円	10立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき825円	

備考

- 1 団体用は、官公署、学校、福祉施設、病院、診療所、事業場等において使用するものをいう。
- 2 営業用は、料理飲食店、劇場、娯楽場等営業に使用するものをいい、その範囲については、市長が別に定める。
- 3 臨時用は、臨時に使用するものをいう。
- 4 観賞用は、噴水、滝等を使用するものをいう。

(2) メーター使用金額（月額）

口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル	150ミリメートル	200ミリメートル
金額	30円	45円	50円	100円	120円	400円	500円	700円	1,100円	1,800円

別表第2（第29条関係）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	140,000円
30ミリメートル	210,000円
40ミリメートル	380,000円
50ミリメートル	600,000円
75ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートル	2,670,000円
150ミリメートル	6,000,000円
200ミリメートル以上	市長が別に定める額